

# 主任（監理）技術者 確認マニュアル

（請負契約時・一般競争資格確認用）

令和8年4月

千葉県 県土整備部

建設・不動産課

## 目 次

1	はじめに	1
2	配置する主任技術者等の確認	2
(1)	主任技術者選任通知書	2
(2)	各添付書類の確認方法	4
【I】	経営事項審査申請書の技術職員名簿での確認方法	4
【II】-1	資格等を証する書類	5
【II】-2	直接的雇用関係の確認資料とその確認方法	8
(3)	恒常的な雇用関係の期間的要件	8
(4)	持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い	8
3	一般競争入札参加における主任技術者等の取扱い	10
(1)	資格申請時提出の「配置予定技術者の従事工事 等の状況」について	10
4	フレックス工期契約制度適用工事における取扱い	12
5	現場代理人の常駐義務緩和と配置技術者について	13
	参考目次	15

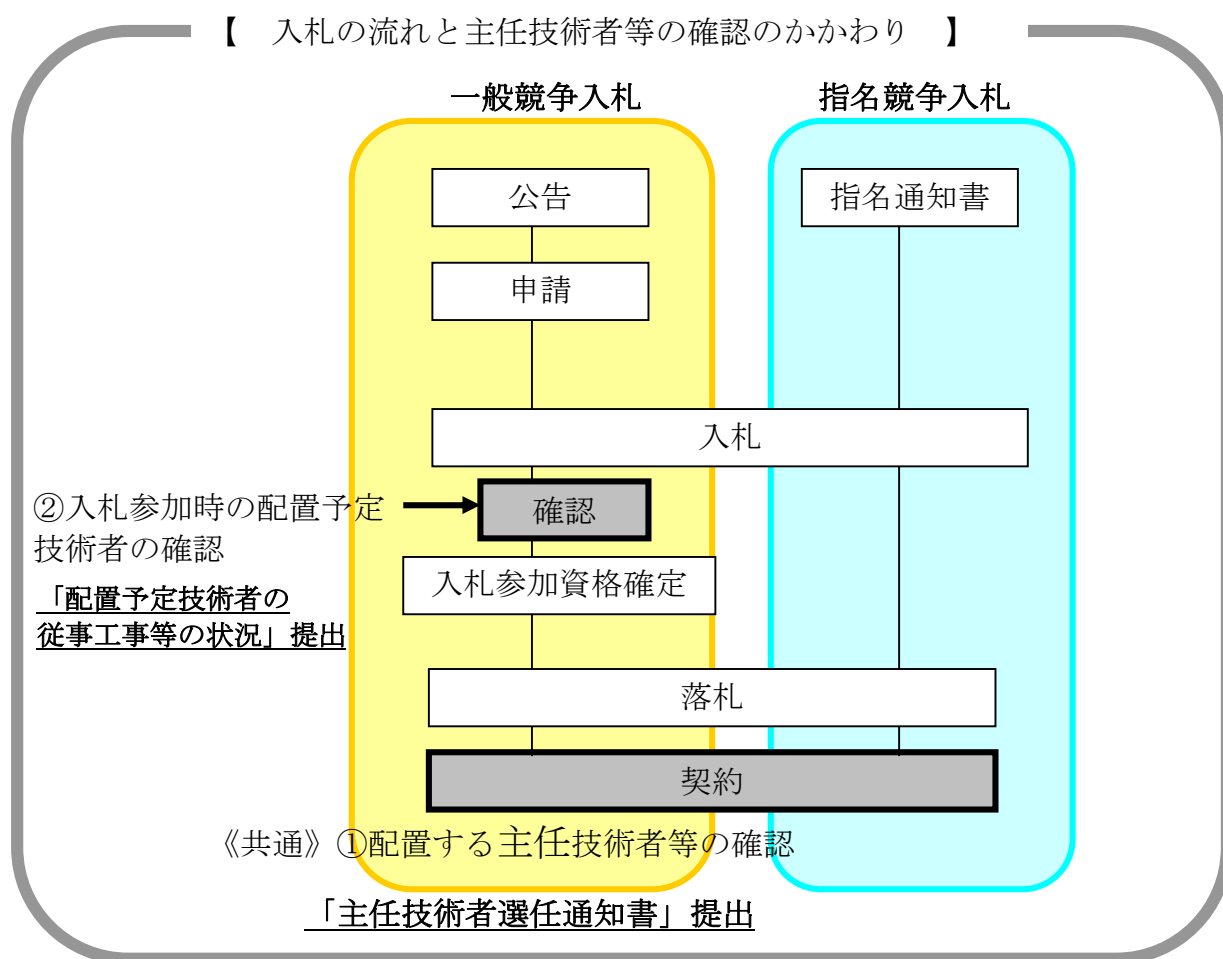
# 1 はじめに

建設業の許可業者は、建設業法に基づき、施工する工事現場に主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法第26条、第26条の4）

また、建設業法26条第3項第2号を適用する場合には、当該工事現場に専任する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」といいます。）の設置が必要となります。

千葉県が発注する工事では、主任技術者等及び監理技術者補佐を選任した場合は、主任技術者等選任通知書の提出を求めており、このマニュアルでは使用頻度の高い順に、契約時の手続き及び一般競争入札の資格申請時の手続きについてまとめています。

なお、本マニュアルに記載のない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル」に準拠することとします。



## ①配置する主任技術者等の確認《指名及び一般競争共通》

契約締結において、『主任技術者等選任通知書』を発注機関に提出した時に、配置する技術者の資格確認を行います。

※ なお、専門技術者（契約約款に規定がある技術者）又は届け出た主任技術者等に変更があった場合にも同様の扱いとします。

※ 主任技術者であっても、他に提出資料や確認方法が規定されているものについては、この限りではありません。

## ②入札参加確認時の配置予定技術者の確認《一般競争入札のみ》

一般競争入札において、入札参加資格確認時に、「配置予定技術者の従事状況の届出」が義務付け、他の工事に従事していないことを確認します。

## 2 配置する主任技術者等の確認

県と請負契約を締結した際には、工事現場を管理する主任技術者等を選任し、契約締結後原則として7日以内に「主任技術者等選任通知書」を提出してください。

この際に、通知書に記載されている内容を確認するために添付書類を添えていただきます。

本マニュアルを参考に、通知書及び添付資料に記載漏れや添付漏れの無いように注意して提出を行ってください。

### (1)主任技術者等選任通知書

(参考 20頁)

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人等を配置する際には、下記の事項に注意し確認のうえ「主任技術者等選任通知書」を提出してください。

- ① 必要な資格を持つ技術者かどうか。
- ② 原則、当該技術者が出向者ではないこと
- ③ 工事が、建築一式工事で9,000万円以上、それ以外の工事工種で4,500万円以上（ともに税込み）の場合には、他の工事を掛け持ちしていないこと。  
また、自社の営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）でないこと。（建設業法第26条の5を適用する場合を除く。）
- ④ 工事が、建築一式工事で9,000万円未満、それ以外の工事工種で4,500万円未満（ともに税込み）の場合には、他に専任を求められる工事（建築一式工事で9,000万円以上、それ以外の工事工種で4,500万円以上の工事）を掛け持ちしていないこと。（建設業法第26条第3項を適用する場合を除く。）
- ⑤ 建設業法第26条第3項第2号を適用する工事に配置されている監理技術者補佐がそれ以外の工事を兼務していないこと。

#### ○添付資料での確認事項

- ①記載されている技術者の『資格』
- ②『直接かつ恒常的な雇用』：千葉県では3ヶ月以上の雇用関係を確認しています。（p. 8 参照）

#### ○確認する添付書類

【Ⅰ】又は【Ⅱ】のいずれかの添付書類の提示を受け、確認を行います。  
(次頁「添付書類概要図」参照)

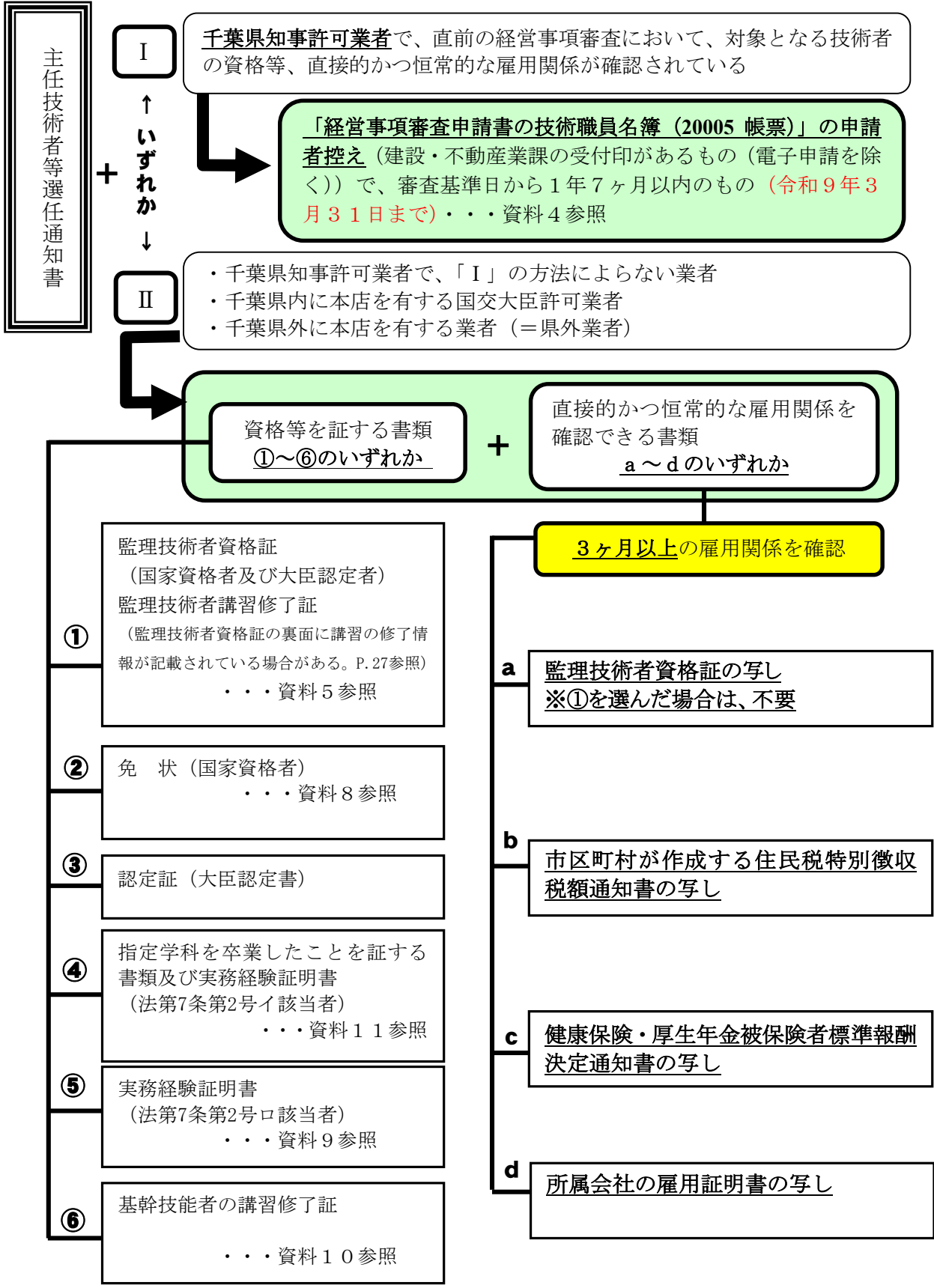
【Ⅰ】千葉県知事許可業者のみ

経営事項審査申請書の技術職員名簿（2005帳票）の申請者控え  
(令和9年3月31日まで)

【Ⅱ】千葉県知事許可業者、国土交通大臣許可業者

資格を証明する書類 + 直接かつ恒常的な雇用を証明する書類

# 添付書類概要図



## (2) 各添付書類の確認方法

### 【I】経営事項審査申請書の技術職員名簿での確認方法（千葉県知事許可業者のみ）

（参考24頁）

審査基準日（決算日）が契約日から起算して1年7ヶ月以内の「経営事項審査申請書の技術職員名簿（2005帳票）」の申請者控え（建設・不動産業課の受付印があるもの）の写し（電子申請を除く）」（24項参照）での確認が可能です。

なお、この「名簿」に記載のある者であっても出向者である場合には、直接的雇用関係にある者ではないことから原則として配置技術者とはなりません。

また、今回の主任技術者等として届け出のある者以外の記載については、黒で塗り消してください。

**注意**令和9年3月31日までは、引き続き確認資料として認めますが、令和9年4月1日以降は、認められませんのでご注意ください。

#### 【確認内容の詳細】

	確認事項	不備がある場合
A	記載されている業者名、氏名、生年月日、有資格区分コード（＝資格等）が『主任技術者等選任通知書』の記載内容と一致しているか。	以下の資料を別途提出する。 ①資格等を証する書類 ②直接かつ恒常的な雇用関係を 確認できる書類 <b>提出できない場合は不可。</b>
B	「審査基準日」が契約日から起算して1年7ヶ月以内であるか。	不可
C	県土整備部建設・不動産業課の受付印があるか。（電子申請を除く）	

#### 《経営事項審査とは？》

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けていなければならない審査で、決算日（＝審査基準日）における経営規模、経営状況、技術力（技術者数）、等を点数化するものです。記載された審査基準日が1年7ヶ月以内であれば有効です。

申請書類のひとつ、「技術職員名簿（2005 帳票）」に記載されている技術職員については、審査基準日現在における資格等及び直接かつ恒常的な雇用関係が確認されており、千葉県知事許可業者の場合には、「申請者控え」に県土整備部建設・不動産業課の受付印を押印して返却しているところです。（電子申請を除く）

建設業法で設置が義務付けられている主任技術者等については、従来通り、一人の技術者が複数の資格を所持していれば、複数の業種にて配置技術者になることができますので、名簿に記載されていない業種で工事配置をする場合は【II】の添付書類の提出・確認を受けることになります。

## 【Ⅱ】－1 資格等を証する書類

資格を確認するために、以下のいずれかの写しを提出します。

	資格区分	概要図記号	資料名
(1)	国家資格者 又は大臣認定者	①	・ 監理技術者資格者証（国家資格者及び大臣認定者） ・ 監理技術者講習修了証（p.27参照）
		②	免状（国家資格者） ※資格によっては実務経験証明書も必要
		③	認定証（大臣認定者）
(2)	実務経験者	④	指定学科を卒業したことを証する証明書と実務経験証明書（法第7条2号イ該当者）
		⑤	実務経験証明書（法第7条2号ロ該当者）
(3)	登録基幹技能者	⑥	・ 登録基幹技能者の講習修了証

### ①監理技術者資格者証の確認事項

（参考25～27頁）

（資料3『監理技術者資格者証の見方』、『監理技術者講習修了証の見方』参照）

	確認事項	不備がある場合
A	表面に記載されている「氏名」「住所」「生年月日」「有する資格」「所属建設業者」が『主任技術者等選任通知書』の記載内容と一致しているか。	・ 「氏名」「住所」「有する資格」が異なっている場合には、変更を証明できる資料を別途提出する。 ・ 「所属建設業者」が異なる場合には、裏面に変更情報の記載が必須。 ・ 確認できない場合は不可。
B	表面に記載されている「有効期間」は切れていないか。	不可。
C	表面に記載されている「建設業の種類 有・無」のうち、契約工事の工事工種（29種類）に対応する欄に「1」が付されているか。	
D	監理技術者資格者証の交付年月日がいつになっているか。	直近の講習を受けた日の属する年の翌年の開始の日から起算して5年以内。 ・ 確認できない場合は不可。

② 免状（国家資格）又は③認定証（大臣認定者）の確認事項

	確認事項	不備がある場合
A	免状又は認定証に記載された「氏名」「生年月日」「資格等の名称」が『主任技術者等選任通知書』の記載内容と一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「氏名」が異なっている場合には、変更を証明できる資料を別途提出する。</li> <li>・「資格等の名称」が異なっている場合には、『主任技術者等選任通知書』の記載内容を修正する。</li> <li>・確認できない場合は不可。</li> </ul>
B	免状又は認定証に記載されている「資格等の名称」が契約工事の工事工種に通用するものか。 (資料4『「資格区分」・「建設業の種類」対応表』の「資格区分」に対して「建設業の種類」欄に「○」があることを確認する。)	不可。

注) 資格によっては、資格取得後に当該工事工種に係る実務経験が要求されるものがあり、この場合には免状等の写しに加えて実務経験証明書の写しの添付が必要となります。

『「資格区分」・「建設業の種類」対応表』の「資格区分」欄の最右列にある「必要な実務経験年数」欄に年数の記載があるものが、それに該当します。

確認方法等については、次の「実務経験証明書の確認事項」とおおりです。

また、監理技術者補佐については、一級施工管理技士補の場合、免状（国家資格）の他に、主任技術者になることのできる資格を確認する必要があります。

④及び⑤実務経験証明書

(参考32頁)

実務経験証明書には性質上、大別して以下(1)から(3)の3種類があります。

(1) 法第7条2号イ該当（指定学科卒業後3又は5年の実務経験）

(2) 法第7条2号ロ該当（10年の実務経験）

(3) 資格取得後に必要な実務経験

上記の(1)から(3)共通の確認事項(32項『実務経験証明書の見方』参照)

	確認事項	不備がある場合
A	記載されている工事工種が契約工事の工事工種に一致しているか。	不可。
B	【請負業者以外が証明書を作成している場合。】証明者記名・押印は代表者のものであるか。(請負業者以外の建設業者の代表者であっても可。)	県土整備部建設・不動産課までお問合せください。
C	実務経験の内容、実務経験年数の合計はただしく記載されているか。 (資料6『建設工事と建設業の種類』を参考に、工事工種の内容としてふさわしいものか確認する。)	明らかにおかしい場合には、不可。

D	記載されている技術者氏名、生年月日は『主任技術者等選任通知書』に一致しているか。	訂正できない場合には不可。
E	実務経験年数の合計は不足していないか。(証明すべき内容により必要年数が異なります。)	不可。

●法第7条2号イ該当(指定学科卒業後3又は5年の実務経験)者の場合の確認事項

	確認事項	不備がある場合
A	実務経験証明書が正しく記載されているか。	訂正できない場合は不可。
B	指定学科を卒業したことを証する書類が添付されているか。(記載されている学科が、実務経験証明書に記載された工事工種や契約工事の工事工種に対応したものであるか否かについては、資料7『建設業の種類別指定学科』により確認する。)	訂正できない場合は不可。

●法第7条2号ロ該当(10年の実務経験)者の場合の確認事項

	確認事項	不備がある場合
A	実務経験証明書が正しく記載されているか。	訂正できない場合は不可。

●資格取得後に必要な実務経験

	確認事項	不備がある場合
A	実務経験証明書が正しく記載されているか。	訂正できない場合は不可。

⑥登録基幹技能者講習修了証 (参考42頁)

登録基幹技能者の講習修了証は、団体により異なります。

	確認事項	不備がある場合
A	表面に記載されている「氏名」「生年月日」が『主任技術者等選任通知書』の記載内容と一致しているか。	不可。
B	表面に記載されている「有効期間」は切れていないか。	不可。
C	工事の内容と、講習修了証に記載の建設業の種類は合っている又は、37項の登録基幹技能者講習と建設業の種類が合っているか。	不可。

## 【Ⅱ】－ 2 直接的雇用関係の確認資料

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

概要図 記号	確認資料
a	監理技術者資格者証の写し
b	市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
c	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
d	所属会社の雇用証明書の写し

- ① 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、監理技術者資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、30日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更の届出又は新たな監理技術者資格者証の交付を受けなければなりません（建設業法施行規則第17条の34第1項及び第17条の36第1項）。
- ② 指定資格者証交付機関は、監理技術者資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、a～dに記載の資料により確認しているが、監理技術者資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、追加の資料提出を求め確認します。
- ③ 被保険者標準報酬月額決定通知書（又は取得届）等で、今回の主任技術者等として届け出のあった者以外に係る記載及び被保険者等記号・番号等については、マスキングを施してください。

### （3）恒常的な雇用関係の期間的要件

千葉県では、県発注工事における主任技術者等については、原則として、所属建設業者から入札の申込のあった日（一般競争：入札参加資格申請日、指名競争：入札の執行日、随意契約：見積書の提出のあった日。）以前に**3か月以上**の雇用関係にあることが必要となります。

例外としては、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなされます。

また、3か月以上雇用されている者であるかの確認については、「（2）【Ⅱ】－ 2 直接的雇用関係の確認資料」に記載の資料の交付年月日等により確認できることが必要です。

### （4）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

千葉県では、配置する主任技術者等に対し、直接的かつ恒常的な雇用関係を求めているところですが、建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、国の取扱いに準じています。

- ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的

かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日付、国総建第155号）

- ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日付、国土建第357号）
- ③ 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和6年3月26日付、国不建技第291号）
- ④ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和5年3月13日付、国土建第601号）

### 3 一般競争入札参加における主任技術者等の取扱い

一般競争入札の参加要件として技術者配置（保有資格・施工実績）が設定されている場合は、入札参加資格確認申請の際に「配置予定技術者」についての工事毎別で認定された技術者配置の確認を行います。この確認の際には、現在従事している工事の状況の届出を義務付けられ、他の工事に従事していないこととして、次のことを確認します。

#### (1) 一般競争入札参加資格確認時提出の「配置予定技術者の従事工事等の状況」について

(参考21頁)

入札参加申請時に、規定様式を必ず使用し、下記の点に留意し提出してください。なお、注意点は公告にも記載されているため、必ず公告を確認してください。

##### ①「配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出する。（別紙様式1）

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出する。

##### ②受付時に配置予定技術者が工事を施工中であるが、

- ・ 契約時には工事検査終了予定である。
- ・ 施工中の工事の技術者からはずすことが出来る。

等の事情により、落札決定後に当該工事に配置が出来る場合は、受付を行います。

この場合、「配置予定技術者の従事工事等の状況」中の「本工事と重複する場合の対応措置」に、対応方法を必ず記載してください。

##### ③資格確認資料及び別紙様式により記載した配置予定技術者については必ず配置しなければならないことに注意してください。

##### ④落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合又は、配置予定の技術者を専任で配置できない場合は、契約を結ばないこととし、入札における不正行為として指名停止等を行うことがあります。

ご注意ください。主任技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との

間で合意する必要があります。

⑤一抜け方式対象案件の場合は、必ず別紙様式2を使用してください。

⑥入札参加資格確認申請時は、技術者配置（保有資格・施行実績）の確認を行い、建設業法に規定する主任技術者等の資格及び直接的かつ恒常的な雇用の確認は、主任技術者等選任通知書の提出時に行います。

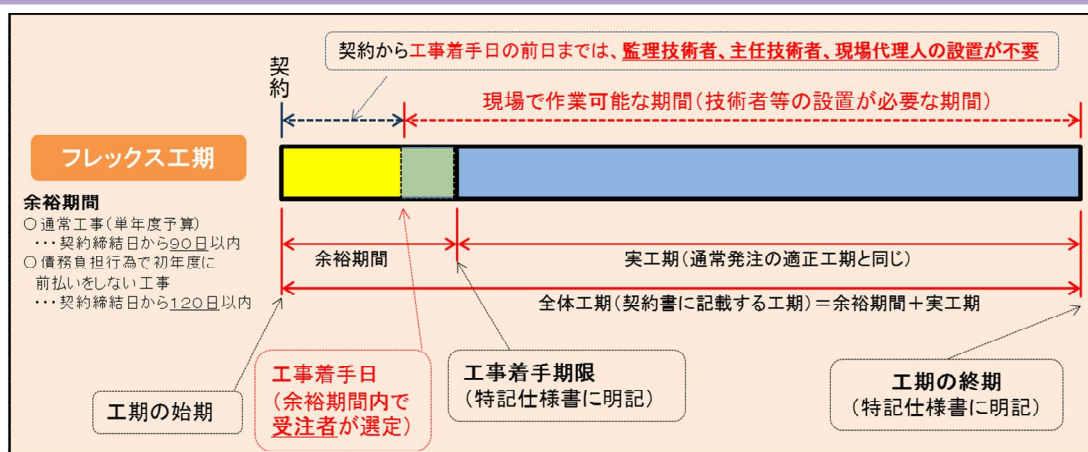
## 4 フレックス工期契約制度適用工事の取扱い

千葉県では、「千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領」（平成26年10月28日制定）に基づき、建設工事の請負契約において、早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できる工事を対象に、フレックス工期契約制度を適用することとしております。

### フレックス工期契約制度の特徴

- ① 契約締結後、受注者が一定期間(※)の範囲内で工事着手日を決定できる。  
※契約締結から90日間、債務負担行為に係る契約で契約会計年度において、前金払を行わない契約においては、契約締結から120日間。
- ② 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の配置は不要。
- ③ 工事着手日の前日までの間は、工事(※)を行わない。  
※ここでいう「工事」には、現場事務所等の設置、資機材等の発注等を含む。

### 千葉県建設工事フレックス工期契約制度イメージ (参考資料)



### フレックス工期契約制度適用工事の留意点

#### (1) 工事の発注

フレックス工期契約制度を適用する工事については、工事の発注に際し、特記仕様書に、①「フレックス工期契約制度」適用工事であること、②工事の着手期限日、③工期の終期日、④留意事項を明記いたします。

#### (2) 契約締結～工事着手前

契約締結後、以下の書類を提出することとなります。

- ① 工事着手日通知書 (契約締結後7日以内・実施要領第5条)
- ② 工程表 (契約締結後14日以内・約款第3条)

注) 工事の前金払は、工事着手日の10日前までは請求できません。

#### (3) 工事着手日以降

工事着手日以降、以下の書類を提出することとなります。

- ① 主任技術者選任通知書 (着手後7日以内・適正化指導要綱第11条第2項)  
主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の選任が必要。
- ② 工程表 (着手後直ちに・約款第3条)

正式な着手日を加味した工程表を作成し、提出すること。

⇒中間前金払を選択時は、こちらの工程表により出来高判断するため。

## 5 現場代理人の常駐義務緩和と配置技術者について

現場代理人とは、現場において請負人の任務を代行する者であり、概念的には主任技術者等とは別個の者です。また、建設工事に関する技術者である必要はありません。

県で締結する請負契約約款では、原則として、現場に常駐させることを義務づけています。このため、他の工事現場に従事することはできません。

ただし、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」により、常駐義務が緩和される場合があります。（以下の表を参照）

なお、同一工事における現場代理人と主任技術者等との兼務は認められています。

### 【参考】

県発注工事の現場代理人が他の工事の現場代理人等を兼任（又は兼務）できる条件（金額はすべて税込）

請負金額	兼任工事の条件項目	内 容
500万円未満 (非専任)	発注者	条件なし
	工事内容	条件なし
	兼任可能な工事の数 (当該工事含める)	制限なし
500万円以上 4500万円 <sup>※1</sup> 未満 (非専任)	発注者	国又は地方公共団体発注工事 <sup>※2</sup>
	工事内容	①工事の現場が同一土木事務所の管内にあること <sup>※3</sup> 又は ②建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当する場合 <sup>※4</sup> ③同一あるいは別々の発注機関が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合 <sup>※5</sup>
	兼任可能な工事の数 (当該工事含める)	(上記①の場合) 3件まで (上記②の場合) 原則2件程度制限なし (上記③の場合) 制限なし
4500万円 <sup>※1</sup> 以上 (専任)	発注者	国又は地方公共団体発注工事 <sup>※2</sup>
	工事内容	①建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当する場合 <sup>※4</sup> ②同一あるいは別々の発注機関が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合 <sup>※5</sup>
	兼任可能な工事の数 (当該工事含める)	(上記①の場合) 原則2件程度 (上記②の場合) 制限なし

※1 建築一式工事にあつては、上表の「4500万円」を「9000万円」に読み替えます。

※2 国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限られます。

※3 同一の発注機関（出先機関に限る。）が発注する工事の場合は、当該発注機関の管内の工事となります。

※4 建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当し、同一の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。このとき、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とします。

なお、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施行する場合をいいます。また、この規定は監理技術者には適用されません。

※5 全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての発注機関から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が当該複数工事全体を管理する場合に限られます。

4500万円 <sup>※1</sup> 未満（非専任）	4500万円 <sup>※1</sup> 以上（専任）
------------------------------	-----------------------------

		現場代理人	主任技術者(又は監理技術者)	営業所技術者等	現場代理人	主任技術者(又は監理技術者)	営業所技術者等	
同一工事	現場代理人		○	△ <sup>※3</sup>		○	×	
	主任技術者(又は監理技術者)	○		△ <sup>※4</sup>	○		△ <sup>※4</sup>	
	営業所技術者等	△ <sup>※3</sup>	△ <sup>※4</sup>		×	△ <sup>※4</sup>		
別途工事 <sup>※2</sup>	4500万円 <sup>※1</sup> 未満(非専任)	現場代理人	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※3</sup>	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※5</sup>	×
		主任技術者(又は監理技術者)	△ <sup>※5</sup>	○	△ <sup>※4</sup>	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※4、6</sup>	×
	4500万円 <sup>※1</sup> 以上(専任)	現場代理人	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※5</sup>	×	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※5</sup>	×
		主任技術者(又は監理技術者)	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※4、6</sup>	×	△ <sup>※5</sup>	△ <sup>※4、6</sup>	×

- ※1 建築一式工事にあつては、上表の「4500万円」を「9000万円」に読み替えます。  
 ※2 国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限られます。  
 ※3 請負金額500万円未満かつ営業所近接の場合  
 ※4 令和7年3月27日付け、建不第908号による。  
 ※5 「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」による。  
 ※6 「監理技術者制度運用マニュアル」による

## 【参 考】

1	公共工事に配置する主任技術者等について	16
	関連頁：1～2	
2	主任技術者等選任通知書（「千葉県建設工事適正化指導要綱」第7号様式）	20
	関連頁：2	
3	配置予定技術者の従事工事等の状況	21
	関連頁：10	
4	経営事項審査申請書の技術職員名簿（20005帳票）の見方	24
	関連頁：4	
5	「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習」の関係について	25
	関連頁：5	
6	監理技術者資格者証の見方	26
	関連頁：5	
7	監理技術者講習修了証の見方	27
	関連頁：5	
8	「資格区分」・「建設業の種類」対応表	28
	関連頁：6	
9	実務経験証明書の見方	32
	関連頁：6	
10	建設工事と建設業の種類	33
	関連頁：5	
11	建設業の種類別指定学科	41
	関連頁：7	
12	登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類	42
	関連頁：7	
13	千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領	43
	関連頁：12	
13	現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領	44
	関連頁：13	

# 1 公共工事に配置する主任技術者等について (項目内金額全て消費税込)

## (1) 主任技術者等の配置について

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人は、以下のとおりです。

### ①主任技術者

工事現場の施工管理を行う技術者。工事施工の際には、請求金額の大小、元請・下請にかかわらず、主任技術者を配置しなければいけません。

### ②監理技術者

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者、下請業者に施工させる工事金額の合計が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)を超える場合に、主任技術者に代わって配置する技術者。「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の携帯が義務づけられています。

### ③監理技術者補佐

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合には、監理技術者補佐を当該現場ごとに専任で置く必要があります。

なお、県発注工事における建設業法26条第3項第2号を適用する場合の要件は、当面的間、下記のとおりとしています。(令和7年3月27日付建不第908号 通知)

- (1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。
  - 1) 土木工事 3億円
  - 2) 建築工事、建築設備工事等 2億円
- (2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。  
※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(例:24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
- (3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
- (5) 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- (7) 監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする(民間工事を含む)。
- (8) 監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
  - 1) 土木工事  
・千葉県内(河川工事については、沿川市町村)
  - 2) 建築工事、建築設備工事等  
・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- (9) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (10) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

### ④現場代理人

公共工事を施工する場合に、工事現場に**常駐**し、工事の運営や現場の管理を行う。主任技術者等との兼任は認められている。

主任技術者等との相違点は、施工に必要な技術資格を持っている必要がないこと。

## (2) 配置技術者等と営業所技術者等の関係

### ①配置技術者の専任の要件について

工事1件の請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合、その現場に専任で、監理技術者又は主任技術者を配置しなければいけません。（建設業法第26条第3項、同法施行令第27条）

### ②営業所技術者等について

ア 営業所技術者等は、「営業所に専任しなければならない技術者」となりますので、現場に専任が必要となる工事に配置技術者及び常駐が必要となる現場代理人<sup>\*</sup>として配置できません。

イ 要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。（要件については令和7年3月27日付け、建不第908号参照）なお、専任特例2号を活用する場合との併用はできません。

※ただし、常駐を要しない工事（請負金額が500万円未満）の現場代理人においては、営業所近接の場合のみ配置可能です。

## (3) 共同企業体（JV）における配置技術者

共同企業体（JV）で公共工事を施工する場合は、構成員それぞれから主任技術者等を配置することとなります。

（例）5億円の工事を「A・B特定共同企業体」（2社JV）で受注した場合

A（代表者）が配置すべき技術者・・・監理技術者

B（構成員）が配置すべき技術者・・・主任技術者

ともに、各社の請負金額（構成割合により算定）により、現場専任が求められる。

## (4) 主任技術者等の専任に係る取扱いについて

主任技術者等の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の主任技術者等が建設工事を管理することができる場合の取扱いを以下のとおりとします。

### ①主任技術者等の専任に係る取扱いについて

「監理技術者制度運用マニュアル」や「千葉県建設工事適正化指導要綱」、「県発注工事における監理技術者等の専任工事現場の兼任及び営業所技術者等の現場配置の取扱いについて（通知）（令和7年3月27日付け、建不第908号）」による。

②同一の専任の技術者が管理することができる主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例は次のとおりです。

ア 専任特例1号（令和7年3月27日付け、建不第908号のとおり）

・次に掲げる要件の全てに該当する場合は、主任技術者等の兼任を認める。

1) 本件工事が適正化指導要綱第6条第3項第1号のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

2) 兼務する建設工事の数が、2を超えないこと。

・発注者は、本件工事の主任技術者等が他の工事の主任技術者等を兼務しようとするときは、別記第1号様式により主任技術者等兼任届及び人員の配置を示す計画書（適正化指導要綱様式第13号）を提出させるものとする。

・発注者は、主任技術者等の兼任の解除について申出があった時は、別記第2号様式により主任技術者等兼任解除届を提出させるものとする。

イ 専任特例2号（令和7年3月27日付け、建不第908号のとおり）

・次に掲げる要件の全てに該当する場合は、監理技術者の兼任を認める。

1) 本件工事について、予定価格が以下の金額以下の工事であること。

- ①土木工事 3億円
- ②建築工事、建築設備工事等 2億円
- 2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。  
 ※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事  
 (例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
- 3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技師補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
- 5) 監理技術者補佐は、所属建設会社(受注者)と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 6) 監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- 7) 監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする。(民間工事を含む)
- 8) 監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲にあること。具体的には以下を標準とする。
  - ①土木工事
    - ・千葉県内(河川工事については、沿川市町村)
  - ②建築工事、建築設備工事等
    - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- 9) 監理技術者が、本件工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- 10) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築すること。
- 11) 本件工事について、情報通信技術(現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムをいう)の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- ・発注者は、本件工事の監理技術者が他の工事の監理技術者を兼務しようとするときは、別記第1号様式により主任技術者等兼任届を提出させるものとする。
- ・発注者は、監理技術者の兼任の解除について申出があった時は、別記第2号様式により主任技術者等兼任解除届を提出させるものとする。
- ・専任特例2号は、監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならないことに留意すること。
- ウ 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(主任技術者のみ適用)(監理技術者制度運用マニュアル 三(2)③参照)
- エ 複数の工事を同一工事とみなせる場合(監理技術者制度運用マニュアル 三(2)参照)

### ③主任技術者等の専任を要しない期間

元請が、主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。（監理技術者制度運用マニュアル 三（２）参照）

【参考】

（金額は全て消費税込）

請負金額		1億円 <sup>※1</sup> 以上		1億円 <sup>※1</sup> 未満	
下請金額合計		5000万円 <sup>※2</sup> 以上	5000万円 <sup>※2</sup> 未満	5000万円 <sup>※2</sup> 以上	5000万円 <sup>※2</sup> 未満
技 術 者 制 度	配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	専任性	請負金額が4,500万円 <sup>※3</sup> 以上となる工事			
	営業所技術者等の 配置可否	×		条件付き <sup>※4</sup>	

※1：建築一式工事の場合は2億円 ※2：建築一式工事の場合は8000万円

※3：建築一式工事の場合は9000万円

※4：令和7年3月27日付け、建不第908号による。

## 2 主任技術者等選任通知書

様式第7号

年 月 日

様

住所  
商号又は名称  
代表者名  
電話番号

### 主任技術者等選任通知書

このことについて、年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を  
選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条  
第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏名				
生年月日				

#### ※ 添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び  
直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

- (注) ・主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。  
・生年月日欄については、添付書類に生年月日が記載されている場合には、省略できるものとする。

建設業許可における営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法  
第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事(※)における主任技術者・監理技術者・  
監理技術者補佐として配置することはできません。(建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条)  
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)  
となる工事

### 3 配置予定技術者の従事工事等の状況

(別紙様式1)

#### 配置予定技術者の従事工事等の状況

(提出日) 年 月 日

#### 1 応募工事名

入札の種類			
工事名			
工事箇所		工種	

#### 2 配置予定技術者等の状況

申請等会社名		建設業許可番号	
(フリガナ) 配置予定技術者名		生年月日 (西暦で記載)	年 月 日
監理技術者証番号		保有資格	( )

(注) 保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称(資格者証に記載される略語による)及び登録番号を記載してください。

#### 3 申請時における配置予定技術者の従事工事の状況

従事中工事名		(CORINS 登録番号)	
発注機関名			
工期(西暦)	20 年 月 日	～	20 年 月 日
従事役職	監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人・ その他( )		
本工事と重複する場合の 対応措置			

(注1) 提出日現在で、配置予定の技術者が従事している工事(民間工事を含む)等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。

(注2) 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

#### 4 本調書作成者

所属部課名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

行政庁記入欄	(申請者は記入しないこと)
1 CORINS 等への登録に問題はない。 2 現在従事中の工事がある。 3 申請等会社名と監理技術証上の所属会社名が異なる。 4 公告又は公募した要件の資格を有していない。 5 該当する監理技術者資格者証情報がない。 6 その他	

## 配置予定技術者の従事工事等の状況（一抜け方式）

(提出日) 年 月 日

## 1 応募工事名

入札の種類		工種	
①	工事名		
	工事箇所		
②	工事名		
	工事箇所		
③	工事名		
	工事箇所		

※一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事について、工事名、工事箇所を記載すること。

## 2 配置予定技術者等の状況

申請等会社名		建設業許可番号	
(フリガナ)		生年月日	
配置予定技術者名		(西暦で記載)	年 月 日
監理技術者証番号		保有資格	( )

(注) 保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称（資格者証に記載される略語による）及び登録番号を記載してください。

## 3 申請時における配置予定技術者の従事工事の状況

従事中工事名		(CORINS 登録番号)	
発注機関名			
工期(西暦)	20 年 月 日	～	20 年 月 日
従事役職	監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人・ その他 ( )		
本工事と重複する場合の 対応措置			

(注3) 提出日現在で、配置予定の技術者が従事している工事（民間工事を含む）等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、

また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。

(注4) 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

4 本調書作成者

所属部課名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

行政庁記入欄	(申請者は記入しないこと)
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 CORINS 等への登録に問題はない。</li><li>2 現在従事中の工事がある。</li><li>3 申請等会社名と監理技術証上の所属会社名が異なる。</li><li>4 公告又は公募した要件の資格を有していない。</li><li>5 該当する監理技術者資格者証情報がない。</li><li>6 その他</li></ol>

# 4 経営事項審査申請書の技術職員名簿（2005帳票）の見方

別紙二

(用紙A4)  
20005

## 技術職員名簿

頁 項番 数 81 001 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	姚子 海彦	平成2年1月31日	30	8201214	2	13214	2				
2		木更津 河雄	昭和40年4月24日	55	8201113	1	17113	1			第00000000001号	
3		木更津 道雄	昭和37年6月11日	58	8205002	2						
4			年 月 日		82							
5			年 月 日		82							
6		『主任技術者等選任通知書』の記載内容と一致しているか。		『主任技術者等選任通知書』の記載内容と一致しているか。								
7			年 月 日	保有資格は契約工事の工事工種に対応したものか。資料4『「有資格区分」・「建設業の種類」対応表』参照。								
8			年 月 日	実務経験者の場合には、実務経験者担当業種コードが契約工事の工事工種に一致しているか注意してください。								
9			年 月 日	82								
10			年 月 日	82								
11			年 月 日	82								
12			年 月 日	82								
13			年 月 日	82								
14			年 月 日	82								
15			年 月 日	82								
16			年 月 日	82								
17			年 月 日	82								
18			年 月 日	82								
19			年 月 日	82								
20			年 月 日	82								
21			年 月 日	82								
22			年 月 日	82								
23			年 月 日	82								
24			年 月 日	82								
25			年 月 日	82								
26			年 月 日	82								
27			年 月 日	82								
28			年 月 日	建設・不動産業課の受付印があるか。								
29			年 月 日	82								
30			年 月 日	82								



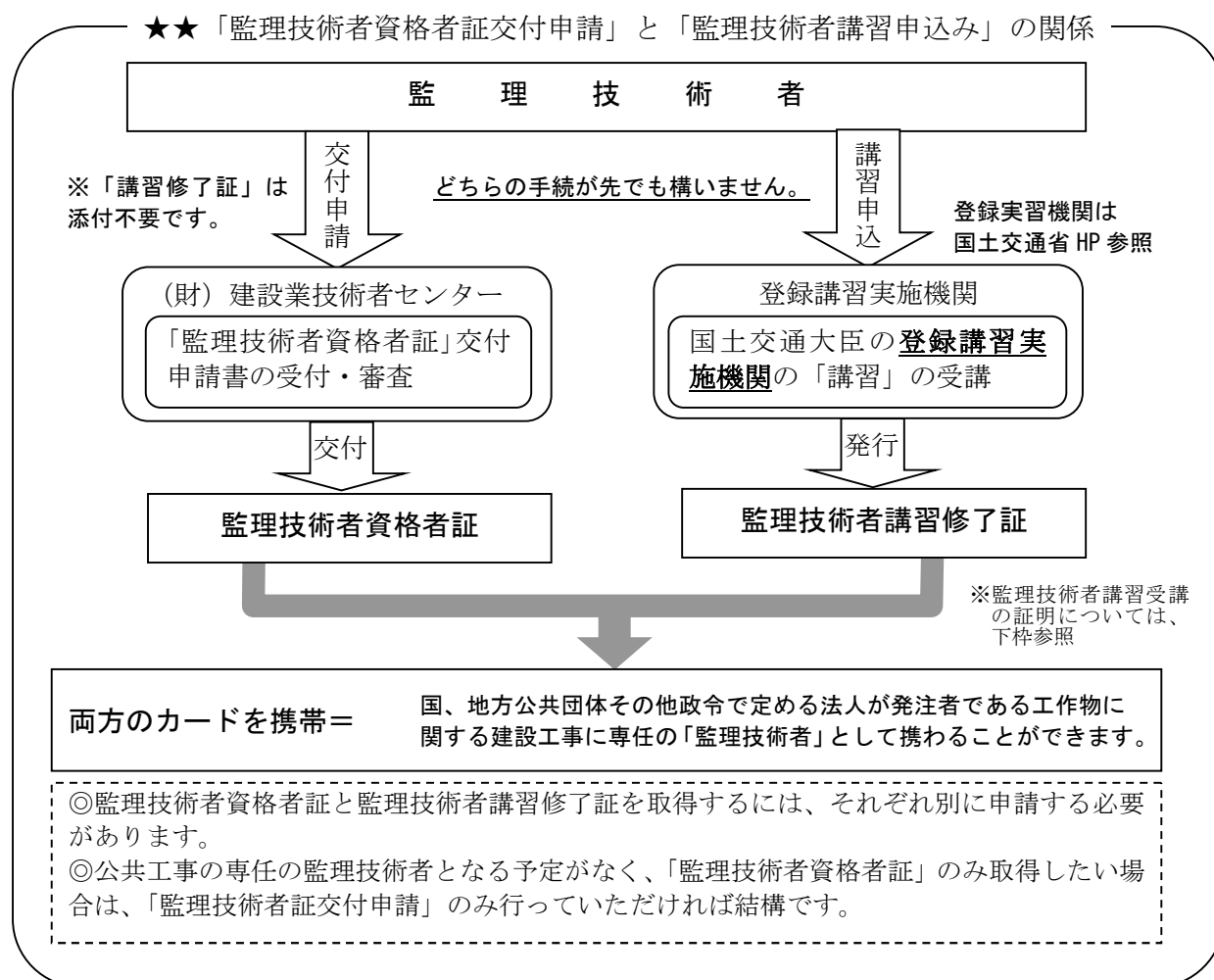
建設・不動産業課の受付印があるか。  
電子申請を除く

『主任技術者等選任通知書』の記載と一致しているか。 申請者：経審建設工業（株）

## 5 「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習」の関係について

平成16年3月1日より建設業法の一部が改正され、監理技術者講習受講の有無にかかわらず、監理技術者資格者証交付申請が行えるようになりました。

ただし、国土交通大臣認定者は認定講習を受講し、大臣認定書が更新された後に資格者証の交付となります。



### ～監理技術者講習受講の証明について～

建設業法の一部改正により、公共性のある建設工事等の専任の監理技術者として携わる方は、直近の講習を受けた日の属する年の翌年の開始の日から起算して5年以内に行われた監理技術者講習を受講していることが必要となります。

講習の受講は、「監理技術者講習修了証」を提示、または、監理技術者資格者証の裏面の講習修了情報により受講していることが証明されます。

## 6 監理技術者資格者証の見方

(表面)

「主任技術者等専任通知書」の記載内容と一致しているか

氏名	年 月 日 生	本籍		
住所				
写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
	交付番号	第	号	
	監理技術者資格者証			有効期間内か
	平成 年 月 日			まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				印
所属建設業者	許可番号			
有する資格				
建設業の種類	任建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解			
有・無				

請負業者名が正しく記載されているか。記載されていない場合には裏面を確認する。

「主任技術者等専任通知書」の記載内容と一致しているか

契約工事の工事工種に対応する欄に「1」が記載されているか。

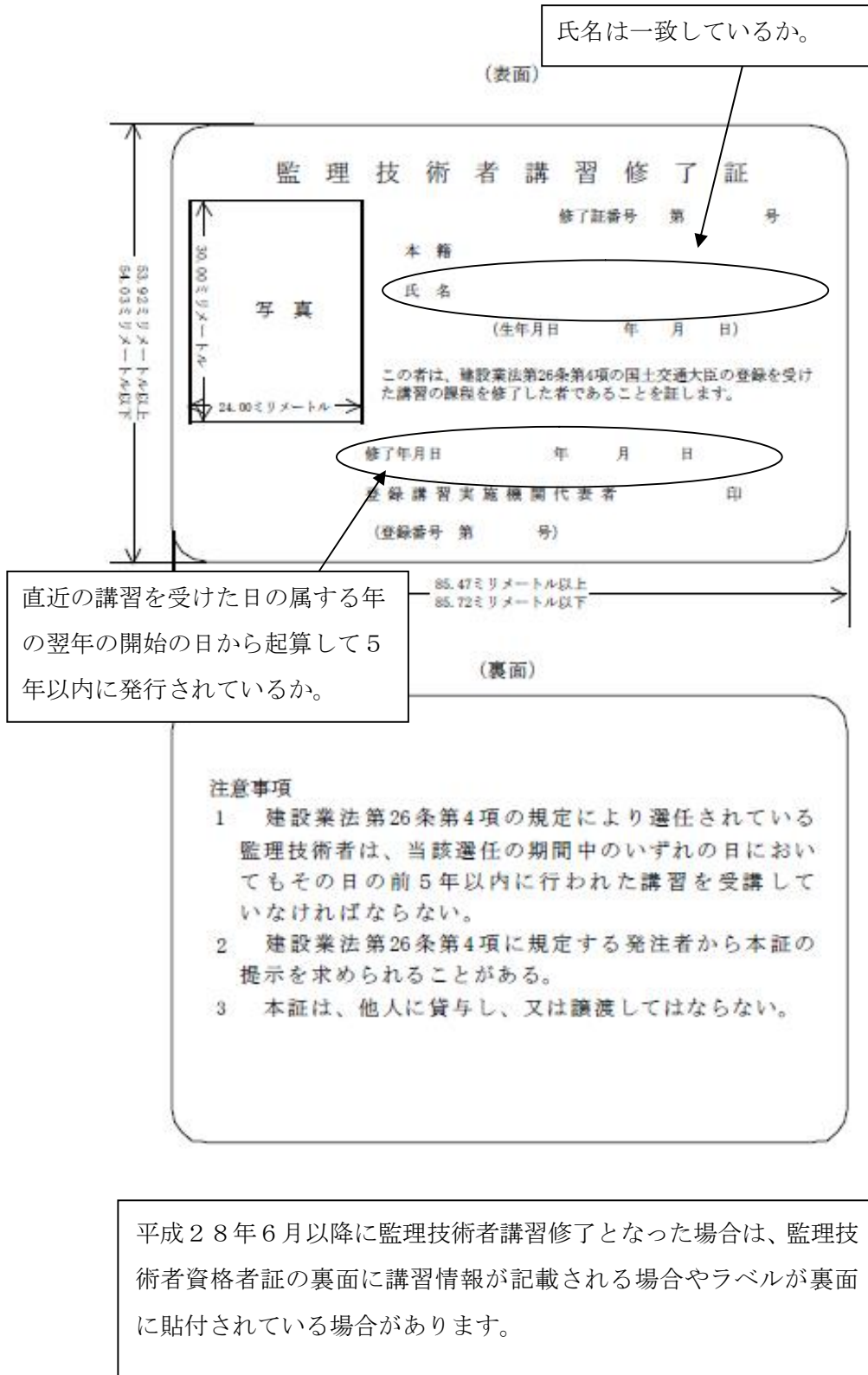
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
	講習実施機関名:	印	
資格者証備考	平成28年6月以降の講習受講情報は、裏面に記載されている。		
	所属会社を変更した場合、現在の所属建設業者名等が記載されているか。 (表面の所属建設業者名が異なる場合は必要)		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

## 7 監理技術者講習修了証の見方









## 8 「資格区分」・「建設業の種類」対応表（4）

コード	資格区分	分
501	土木工事業について他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
502	建築工事業	〃
503	大工工事業	〃
504	左官工事業	〃
505	とび・土工事業	〃
506	石工事業	〃
507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	舗装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
529	解体工事業	〃

601	登録基幹技術者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
-----	-----------------------------------------------	--

備考

- 1級技術者…法第15条第2号イに該当する者
  - 2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することはとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技術者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で、1級技術者、登録基幹技術者講習を修了した者及び2級技術者以外の者
- 登録基幹技術者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

コード	資格区分	分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
302	建築工事業	〃
303	大工工事業	〃
304	左官工事業	〃
305	とび・土工事業	〃
306	石工事業	〃
307	屋根工事業	〃
308	電気工事業	〃
309	管工事業	〃
310	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
311	鋼構造物工事業	〃
312	鉄筋工事業	〃
313	舗装工事業	〃
314	しゅんせつ工事業	〃
315	板金工事業	〃
316	ガラス工事業	〃
317	塗装工事業	〃
318	防水工事業	〃
319	内装仕上工事業	〃
320	機械器具設置工事業	〃
321	熱絶縁工事業	〃
322	電気通信工事業	〃
323	造園工事業	〃
324	さく井工事業	〃
325	建具工事業	〃
326	水道施設工事業	〃
327	消防施設工事業	〃
328	清掃施設工事業	〃
329	解体工事業	〃

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
402	建築工事業	〃
403	大工工事業	〃
404	左官工事業	〃
405	とび・土工事業	〃
406	石工事業	〃
407	屋根工事業	〃
408	電気工事業	〃
409	管工事業	〃
410	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
411	鋼構造物工事業	〃
412	鉄筋工事業	〃
413	舗装工事業	〃
414	しゅんせつ工事業	〃
415	板金工事業	〃
416	ガラス工事業	〃
417	塗装工事業	〃
418	防水工事業	〃
419	内装仕上工事業	〃
420	機械器具設置工事業	〃
421	熱絶縁工事業	〃
422	電気通信工事業	〃
423	造園工事業	〃
424	さく井工事業	〃
425	建具工事業	〃
426	水道施設工事業	〃
427	消防施設工事業	〃
428	清掃施設工事業	〃
429	解体工事業	〃

## 9 実務経験証明書の見方

契約工事の工事工種に一致しているか。

様式第九号(第三条関係)

### 実務経験証明書

下記の者は、土木・土工・コンクリート 工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 15 年 7 月 29 日

住 所 千葉市中央区市場町1-1

証明者 氏名又は商号 入札参加建設工業株式会社 実印

代表取締役 経審 太郎

『主任技術者等選任通知書』の記載と一致しているか。

技術者の氏名	木更津 道雄	生年月日	昭和37年4月24日	使用された期間	61年 4月から 15年 3月まで
使用者の称号又は名称	入札参加建設工業株式会社				
職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数		
工事主任	千葉南ロータリークラブ記念碑コンクリート 工事 他		4 年 4 月から	6 年 3 月まで	
工事係長	船橋市立教育会館自動遊園外構工事 他		6 年 4 月から	7 年 3 月まで	
〃	八千代市八千代台宅地造成盛土工事 他		7 年 4 月から	8 年 3 月まで	
〃	習志野市大久保公園時計塔コンクリート 工事 他		8 年 4 月から	9 年 3 月まで	
〃	都市計画道路8、7、6号整備土工事 他		9 年 4 月から	10 年 3 月まで	
〃	検見川浜ニュータウン造成盛土工事 他		10 年 4 月から	11 年 3 月まで	
〃	検見川サイクリングロード 案内板設置工事 他		11 年 4 月から	12 年 3 月まで	
工事課長	佐倉市防護柵設置工事 他		12 年 4 月から	13 年 3 月まで	
〃	東関東自動車道段差修正工事 他		13 年 4 月から	14 年 3 月まで	
〃	佐倉警察署管内道路標識設置工事		14 年 4 月から	15 年 3 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由			合 計	満 11 年 月
				証明者と被証明者との関係	社 員

記載要領 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。  
2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

上記の工事工種に対応した内容となっているか。  
内容については、別添「建設工事と建設業の種類」参照。

実務経験年数の合計が記載されているか。  
また、証明すべき必要年数が記載されているか。

証明者は代表者か。代表者でない場合は、別途書類が必要となる。

## 10 建設工事と建設業の種類

業種コード	略号	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
01	土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<p>①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
02	建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
03	大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
04	左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
05	と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。  ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
				ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
				ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
				ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
				ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。  ②『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。  ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。  ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。  ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。  ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
06	石	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
07	屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
08	電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
09	管	管工事	管工事業	冷暖房、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②「尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	ほ	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	し	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
15	板	板金工事	板金工業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガ	ガラス工事	ガラス工業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗	塗装工事	塗装工業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防	防水工事	防水工業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工業、防水工業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内	内装仕上工事	内装仕上工業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機	機械器具設置工事	機械器具設置工業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	絶	熱絶縁工事	熱絶縁工業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
22	通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信線路設備工事、無線電機通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機会設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
23	園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
24	井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
26	水	水道施設工事	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
27	消	消防施設工事	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
28	清	清掃施設工事	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
29	解	解体工事	解体事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

## 11 建設業の種類別指定学科

建設業法第7条第2号イに該当する技術者とは、下表の学科を卒業後該当する業種の実務経験が大学で3年、高専で3年、高校で5年以上ある者をいいます。

業 種	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

## 12 登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類

建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者 登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者 登録PC基幹技能者、登録蔦・土工基幹技能者 登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者 登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者 登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者 登録土工基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者 登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者 登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者 登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

## 13 千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領

(平成26年10月28日制定、最終改正令和4年2月16日)

(目的)

第1条 この要領は、建設工事(以下、「工事」という。)の請負契約において、受注者が一定の期間の範囲(余裕期間)内で工事着手日を選択できる契約方式(以下、「フレックス工期契約制度」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(フレックス工期契約制度)

第2条 フレックス工期契約制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 契約締結後、受注者が一定期間の範囲(余裕期間)内で工事着手日を決定できること。
- (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条に基づく主任技術者、監理技術者の設置を求めないこと。
- (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を求めないこと。
- (4) 工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む)を行わないこと。

(対象工事)

第3条 千葉県が発注する工事であって、早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象とする。

(フレックス工期契約制度の適用)

第4条 フレックス工期契約制度を適用しようとするときは、執行伺において「フレックス工期契約制度適用」の旨及び工事着手期限日を記載した上で、決裁を受けるものとする。

(フレックス工期契約制度適用の明記)

第5条 フレックス工期契約制度による工事を発注しようとするときは、特記仕様書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) フレックス工期契約制度を適用する工事であること。
  - (2) 工事着手期限日
  - (3) 工期の終期日(建設工事請負契約書に記載する工期の最終日)
  - (4) 留意事項
- 2 前項第4号の留意事項において、フレックス工期契約制度に関する次の事項を教示するものとする。
- ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書(第1号様式)を発注者に届け出なければならない。
  - イ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条に基づく主任技術者、監理技術者の設置を要しない。
  - ウ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
  - エ 工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む)を行ってはならない。
  - オ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

(工事着手期限日及び適正工期の確保)

第6条 工事着手期限日は、契約締結予定日から90日を超えない期間内において定めるものとする。

2 工事着手期限日を定めるときは、工事着手期限日から工期の終期日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮するものとする。

(債務負担行為に係る契約の特例)

第7条 契約会計年度において前金払を支払わない旨を設計図書で定めているときは、前条第1項中「90日」とあるのは、「120日」と読み替えるものとする。

(議会の承認を必要とする工事)

第8条 フレックス工期契約制度を適用する工事が議会の承認を必要とするものであるときは、第6条中「契約締結予定日」とあるのは、「契約の効力が生ずる予定日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、当面の間、建築工事及び建築設備工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 平成26年11月1日施行の千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領の附則第2項を次のとおり改める
- 2 削除

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 14 現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

(平成25年3月29日制定、令和8年2月17日最終改正)

(目的)

第1条 この要領は、千葉県が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の千葉県発注工事(公営企業を含む。)、国又は地方公共団体発注工事(ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。)の現場代理人(主任技術者を兼務する場合を含む。)を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当し、同一の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。このとき、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

なお、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施行する場合をいう。また、この規定は監理技術者には適用されない。

- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 兼任する工事は、前項第1号から第3号に該当するものを除き、すべて請負金額が4,500万円未満(建築一式工事にあつては9,000万円未満)であること。

イ 原則として、兼任する工事の現場は、同一の土木事務所の管内にあること。

ただし、同一の発注機関(出先機関に限る。)が発注する工事の場合は、当該発注機関の管内にあること。

ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該当するものは件数に含めないものとする。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとする。ことができる。

4 同一あるいは別々の発注機関が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての発注機関から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が当該複数工事全体を管理する場合は、現場代理人も同様とし、兼任することができる。その場合、現場代理人は常駐しているものとみなすこととする。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、別記第2号様式により現場代理人兼任解除届を提出させるものとする。

4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注機関へその旨を通知するものとする。

5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

(現場代理人兼任届等の省略)

第3条の2 同一発注機関の工事を兼任する場合は、一の工事における現場代理人兼任届等、又は現場代理人兼任解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成23年3月29日制定）は、廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

**「主任（監理）技術者確認マニュアル」**

令和8年4月 発行

千葉県県土整備部建設・不動産業課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-3113 FAX.043-225-4012

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/ken-setsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>